国立大学法人東京農工大学教育・学生生活委員会細則の一部改正

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正</th><th>改正理由</th></tr>
<tr>
<td>
本則
(組織)
第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
(1)～(8)　(略)
(9)　次長のうちから次条に規定する委員長が指名する者　１人
(10)　(略)
2　(略)
(事務)
第11条　委員会の事務は、学務課が処理する。

別表第１(第８条関係)
<table>
<tr><th>委員構成</th><th>所掌事項</th></tr>
<tr><td>・理事(教育担当)（機構長）
・グローバル教育院副院長
・工学府・工学部教育委員会委員長及び副委員長
・農学府・農学部教育委員会委員長及び副委員長
・各科目群を代表する科目長及び副科目長
・グローバル教育院から選出された</td><td>・全学共通教育の実施に関する事項
・その他必要な事項</td></tr>
</table>
</td>
<td>
本則
(組織)
第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
(1)～(8)　(略)
(9)　学務部長
(10)　(略)
2　(略)
(事務)
第11条　委員会の事務は、学務部学務課が処理する。

別表第１(第８条関係)
<table>
<tr><th>委員構成</th><th>所掌事項</th></tr>
<tr><td>・理事(教育担当)（機構長）
・グローバル教育院副院長
・工学府・工学部教育委員会委員長及び副委員長
・農学府・農学部教育委員会委員長及び副委員長
・各科目群を代表する科目長及び副科目長
・グローバル教育院から選出された</td><td>・全学共通教育の実施に関する事項
・その他必要な事項</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

	教員　１人 ・次長のうちから理事(教育担当)が指名する者　１人		教員　１人 ・学務部長		

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。